（書式２－３－８）

特別受益を考慮した遺産分割協議書

遺 産 分 割 協 議 書

被相続人○○○○（昭和○○年○○月○○日生、平成○○年○○月○○日死亡、本籍○○県○○市○○町○丁目○○番地、最後の住所○○県○○市○○町○丁目○○番○○号）の遺産について、共同相続人妻○○○○、同長男○○○○及び同長女○○○○は、全員による協議の結果、次のとおり遺産を分割し、取得することを合意した。

１　妻○○○○は、次の財産を取得する。

所　　在　　○○県○○市○○町○丁目
地　　番　　○○番
地　　目　　宅地
地　　積　　○○○・○○平方メートル

所　　在　　○○県○○市○○町○丁目○○番地
家屋番号　　○○番
種　　類　　居宅
構　　造　　木造瓦葺２階建
床面積　　１階　○○・○○平方メートル
　　２階　○○・○○平方メートル

預貯金、現金の全て

前記建物内にある家財家具、その他の動産の全て

Copyright (C) 2017 Asahi Chuo All Rights Reserved.

２　長男○○○○は、次の遺産を取得する。

所　　在　　○○県○○市○○町○丁目○○番地

家屋番号　　○○番

種　　類　　居宅兼店舗

構　　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建

床面積　　１階　○○・○○平方メートル

　　２階　○○・○○平方メートル

前記建物の敷地に対する借地権（賃貸人○○○○）

前記建物内にある事業用設備・備品・在庫商品の全て

３　長女○○○○は、被相続人から平成○○年○○月○○日住宅購入資金として、金○，○○○万円の贈与を受けた。これは特別受益に当るので、何らの遺産を取得しない。

以上のとおり、協議が真正に成立したことを証するため、この協議書を３通作成して署名押印し、各自１通を保有する。

平成○○年○○月○○日

○○県○○市○○町○丁目○○番○○号

○　○　○　○　印

○○県○○市○○町○丁目○○番○○号

○　○　○　○　印

○○県○○市○○町○丁目○○番○○号

○　○　○　○　印

Copyright (C) 2017 Asahi Chuo All Rights Reserved.

解説

共同相続人の中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため、若しは生計の資本として贈与を受けた者がいるときは、これらの者が受けた利益を特別受益といい、相続開始時に被相続人が有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、これに対して算定した相続分から遺贈又は贈与の価額を控除した残額をその者の具体的相続分とする（民法９０３条第１項第２項）。

被相続人は、贈与と同時に又は遺言で、特別受益の持ち戻しの計算を免除することができる（民法第９０３条第３項）。

特別受益に当るものとしては、婚姻の結納金、持参金、嫁入り道具、住宅資金、営業資金、世帯を持つ際の生活資金や不動産の分与などがある。１人だけ大学に進学し教育費を他の子より多く受けた場合、特別受益に当ると解されているが、否定する審判例がある。

生命保険金、死亡退職金は相続財産に含まれないが、その効果において遺贈と同じと考えられるため、相続人間の実質的公平の観点から、遺産分割に当っては特別受益に準じて持ち戻しの対象とするのが多数説であるが、審判例は肯定、否定に分れている。

過去における贈与については、その証明、評価が難しいため、実際には、特別受益と明確に表示しないで、その事情をある程度考慮した分割が行われることがある。

＊遺産分割の詳細は、https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所

Copyright (C) 2017 Asahi Chuo All Rights Reserved.